

民間提案推進マニュアルの 改定について

令和3年3月4日
第6回 事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

民間提案推進マニュアル改定の検討フロー

検討プロセス

第5回事業推進部会（令和2年10月19日）

1. 民間提案制度の事例調査
及び分析等

民間提案にかかる現状と課題の整理、
及び先行事例の評価方法・実施手続き、インセンティブ等を調査

2. マニュアルの構成案 及び
3. ヒアリング候補先の選定

上記をもとに、マニュアル改定の構成案を作成するとともに、
ヒアリング候補先の選定

4. ヒアリングの実施

構成案・ヒアリング候補先を固めたうえで、ヒアリング項目を策定して実施

第6回事業推進部会（令和3年3月4日）

5. マニュアル改定案の作成

上記のヒアリング結果をまとめる
これを材料としてマニュアル改定案を作成して部会で議論



1. ヒアリング結果の概要

ヒアリング調査の概要

1. 調査目的

- 評価方法やインセンティブの考え方及び実施手続き等、マニュアル改定の検討における論点等をサンプルとして整理するため、昨年度ヒアリングを行った事業分野以外も幅広く対象として、ヒアリングを行い、検証結果を民間提案推進マニュアル改定案に反映する。

2. 調査対象

- 民間提案を実施した事業より5事業を抽出
(対象事業は次頁参照)

3. 実施期間

- 令和2年12月～令和3年1月

4. ヒアリング方法

- 対象事業を所管する地方公共団体の担当者及び選定された事業者を対象にヒアリング調査を実施する。

5. ヒアリング項目

- ① 行政側の体制について (問合せ窓口や評価体制の考え方 等)
- ② 実施手続き (手続きの具体的な内容 等)
- ③ 評価方法について (評価基準の考え方、結果通知の考え方 等)
- ④ インセンティブについて (加点割合の考え方 等)
- ⑤ 事業化手続きについて (円滑な事業実施に向けた工夫 等)
- ⑥ その他 (民間提案におけるその他の課題、マニュアルへの意見 等)

ヒアリング対象事業

加算評価の考え方や民間提案の具体的な実施手続き等を把握するため、過去数年間に民間提案を実施した事業から、「施設整備等による一定の事業規模が見込まれる」「事業化に向けた具体的な取り組みが進められている」等の条件で、下記の5事業を選定。

事業主体	制度／事業名	加算評価の考え方等	備考
新潟県新潟市	曾野木地区市営住宅跡地施設整備事業	加算 (5%)	選定済み： 事業者にも ヒアリング
千葉県木更津市	(仮称) 第2君津地域広域廃棄物処理事業	加算 (5%)	選定済： 事業者にも ヒアリング
北海道苫小牧市	(PFI法第6条提案) (仮称) 苫小牧市民ホール整備事業※1	加算 (最大10%)	事業者選定 未公募※3
富山県富山市	(仮称) 富山市総合体育館運営等事業※1	加算 (最大10%)	事業者選定 未公募※3
奈良県御所市	(PFI法第6条提案) 近鉄御所駅西側市有地活用事業※1	二段階提案による 随意契約※2	民間提案の 手続中※4

※1 内閣府による支援事業の対象事業

※2 簡易な事業コンセプトの提案（第一段階：事業の基本方針）を受け、対話による事業イメージを共有した後に、PFI法第6条に基づく民間提案（第二段階：特定事業の案、VFM評価等を含む）を受け付け、採用者を優先交渉権者として協議・交渉後に随意契約を締結する方式

※3 民間提案を採用したのち、事業者選定の手続きは開始されていない

※4 第一段階のコンセプト提案を実施後、第二段階の民間提案手続きを実施中

ヒアリング結果の概要①

行政側の体制について

● 問合せ窓口等、民間提案の実施に際して望ましい受付体制について

- 施設担当課、財産管理担当課が窓口となっている。（行政担当者）
- PPP/PFIの担当課に窓口を集約しており、ノウハウの蓄積や事業者からの相談先の明確化等のメリットがあった。（行政担当者）
- 主たる担当課のほか、庁内関係課による情報共有・調整の場を設けた。（行政担当者）
- 実務は施設所管課が対応することが多く、庁内ノウハウの蓄積・展開が進まない点が課題。（行政担当者）
- 本事業で担当課に蓄積されたノウハウは、庁内のPPP/PFI担当部局に集約される。（行政担当者）
- 事業者からコンタクトする窓口が明確になっていることが重要。また、庁内各課や首長との調整や連携ができることが望ましい。（民間事業者）
- 担当課をサポートするための外部有識者やコンサルタント等の活用が望ましい。（民間事業者）

● 提案の評価体制について

- 庁内部局等からなる委員会等による評価を実施。（行政担当者）
- 外部有識者等を含む審査委員会を設置。（行政担当者）

- 行政側の窓口は施設等の所管課が担当することが多いものの、庁内の連携体制の構築やPPP/PFIに関するノウハウの蓄積・展開が課題となっている。
- 提案の評価体制については、事業者選定の手続き等と同様に、外部有識者を含む委員会を組成している事例がある。

実施手続き

● 民間事業者の負担軽減のための工夫など

- 二段階の提案とし、第一段階で事業コンセプトに関する対話を行うことで第二段階の提案検討負担の軽減を見込んだ。(行政担当者)
- 漠然としたアイデア募集ではなく、発注者が求める事項を絞りこんで募集を行った。(行政担当者)
- 事業実施に際して事業者側の負担となる業務やリスクを軽減し、履行しやすい条件とした。(行政担当者)
- 民間提案は非常に負担が大きい。(民間事業者)

● 熟度の高い提案を広く受け付けるための工夫など

- 事前相談への対応、募集時の質問への対応。(行政担当者)
- 周知に際して、業界紙・地銀・PFI協会等の外部媒体を活用した。(行政担当者)
- 事業化の初期段階では多様な提案を受け付け、検討が進んだ段階では具体性・実現性の高い提案を求めるなど、段階に応じて募集の方法を変えている。(行政担当者)
- 自治体のウェブサイトは構造がわかりにくく、最新情報が収集しにくい。よりアクセスしやすい情報公開を検討してほしい。(民間事業者)

- 負担軽減のための工夫を行っている自治体もある一方で、民間事業者からは負担の大きさは引き続き課題とされている。
- 受け付けに際しての工夫は広く周知を図ることとした回答が多かったものの、ウェブサイト等による公表のみではわかりにくいとする民間意見も見られた。

評価方法について

● 評価基準の考え方

- 求める提案内容や審査項目を公開した。（行政担当者）
- PPP/PFIのノウハウ不足から、詳細な評価基準等を検討することが困難だった。（行政担当者）
- 民間発案の提案があった場合に備えて、審査項目を庁内で作成している。（行政担当者）

● 結果通知の考え方

- 採用・不採用いずれも場合も、採否の理由等を付して提案者に通知した。（行政担当者）
- 官民が対等な立場で検討を進められるよう、可能な限りフィードバックを実施している。（行政担当者）
- 個別のフィードバック等を行わず、与えられるインセンティブの内容のみを通知した。（行政担当者）
- 優秀提案の概要のみを公開した。（行政担当者）

- 評価基準については、事前に検討のうえ公開することが一般的。
- 評価結果の通知については、採否を問わずフィードバックを実施している団体と、簡易な通知や概要の公表に留めている団体に差が見られた。

ヒアリング結果の概要④

加点評価の考え方について

- 民間提案による貢献度を評価しつつ、公募時の競争性を妨げない加点割合をシミュレーション等により検討し、外部有識者等による委員会に付議のうえ決定した。（行政担当者）
- 先行他事例の加点割合を参考に、競争性を妨げない程度の点数として設定した。（行政担当者）
- インセンティブは独創的な提案に与えるべきもので、一般的な意見等には与えるべきではない。（行政担当者）
- 事業者選定において加点インセンティブを与える規定があり、これを踏襲した。（行政担当者）

- 加点割合の決定については、その後の競争を妨げない程度とする回答が多く、また有識者等委員会への附議が望ましいという意見があった。

随意契約における留意点について

- 仮に優れた提案が得られなかった場合、その後改めて公募を行う必要があり、相対的にスケジュールが遅延するリスクがあるのでは。（行政担当者）
- 事業化のスピード感はあるものの、一般的な事業者選定手続きではないため、首長等の判断は必要と考える。（行政担当者）
- 民間提案による随意契約は根拠に乏しく、特に公共負担が伴う事業においては議会説明等が難しい。（行政担当者）

- 随意契約については、手続きの根拠や判断のプロセスについて明確でない旨の意見があった。また、採用すべき提案が得られなかった場合の遅延について懸念する意見があった。

事業化手続きについて

● 提案内容の事業への反映等

- 民間提案の手続きにより、発注者が想定する事業内容が実現できることが判明したため、新たな反映事項はあまりなかった。（行政担当者）
- 官民連携のスキームを最大限に活用するため、民間事業者からの要望があった事項は可能な限り事業計画に反映させた。（行政担当者）

● 円滑な事業化に向けた工夫など

- 発注者が想定する事業内容が実現できることが判明したため、事業全体の方向性を固め、推進する効果があった。（行政担当者）
- 事業者が想定する契約内容等が事前に検討できるため、円滑な調整が可能。（行政担当者）

- 基本計画等の実現性を確認すること等を目的とした民間提案においては、実現性の確認そのものを効果とみる事例があった。
- また、可能なかぎり民間意見を取り込むべきとする意見があった。
- いずれの場合も、民間提案手続きによって事業化・契約締結推進に向けた円滑化の効果があった。

その他の意見等

- 民間提案制度は有効と考える一方、PFIはハードルが高い印象。PFIに準じたPPP事業等でも浸透していくことが望ましいのでは。（行政担当者）
- PFI法第6条の民間提案は、「実施方針の策定」か「却下」かの二択であり、実施方針の策定は自治体側のハードルが高い。より柔軟な選択肢があることが望ましい。（行政担当者）
- 事業者の知的財産への配慮により、提案内容を非公開とする場合、債務負担行為の設定等に際しての議会説明で明示することができない。情報公開に向けた合意形成の方法が必要。（行政担当者）
- 事業ポテンシャルが低い地方都市では提案者が集まりにくく、結果的に1社との協議となるケースが発生する。競争環境の醸成が困難な中での官民連携手続きについても方針を頂きたい。（行政担当者）
- 民間提案は、民間事業者の手間や負担が大きく、営業にコストをかけられない事業者では対応が難しいのでは。（民間事業者）

- 自治体の観点からは、PFI事業及びPFI法第6条による民間提案はハードルが高く、より柔軟で使いやすい手続きや考え方が求められた。
- また、競争環境が整いにくい地方都市における官民連携の推進方法や、民間の知的財産保護と情報公開を両立させるための考え方等について、実務上の課題が意見として示された。

(参考)継続的に民間提案を活用している団体の工夫等

民間提案に関する手続きを設け、継続的に民間提案を受け付けている自治体に対して、制度上の特徴や、民間提案を促進するための工夫について調査した。

● 継続的に民間提案を受け付けるための工夫等

- 説明会や地域プラットフォーム等での周知、外部の情報媒体（業界紙やPFI・PPP協会等の関係団体）を活用した広報等、情報提供活動によって制度・案件の認知度を高める。
- 専任部署や担当者を配置し、民間提案の実施前の段階から民間事業者と情報交換や対話を行うようにした。
- 事業者の提案意欲を高める制度となるよう、制度の改善を目的とした調査を実施。

● その他、民間提案制度に関する工夫等

- 提案書の内容を簡略化し、民間事業者が提案しやすい手続きとした。
- 事業化された際に優遇措置（土地貸付料の減免）が受けられる条例を設置した。

- 民間提案を促進する取り組みとしては、民間提案制度や提案を求める事業等についての積極的な情報発信や、窓口部署における対話などが挙げられた。
- そのほか、民間事業者の負担軽減を目的とした、手続きの簡略化等が工夫として挙げられた。

2. 改定マニュアル（案）の概要

全体構成

初版（H26.9）

はじめに

1. 民間提案について

2. 民間提案の実施手続について (1) 対象事業の抽出

(2) 提案受付

- ① 受付・問合せ窓口／提案書作成支援
- ② 提案書の記載項目

(3) 提案の検討

- ① 検討体制
- ② 検討項目
- ③ 検討結果の通知・公表

(4) 実施方針の策定

3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について

別冊 提案書（フォーマット例）

改定案

はじめに

1. 民間提案について

(1) 民間提案の手法

- ① PFI法第6条による民間提案
- ② PFI法第6条によらない民間提案

2. 民間提案の実施手続について

(1) 対象事業の抽出

- ① 民間提案を募集する場合
- ② 任意の提案を受け付ける場合

(2) 提案の受付・募集

- ① 受付・問合せ窓口
- ② 提案の受付・募集
- ③ 情報公開・官民対話
- ④ 提案書の記載項目

(3) 提案の評価

- ① 評価体制
- ② 評価項目
- ③ 検討結果の通知・公表

(4) 事業化に向けた手続き

- ① 実施方針等の策定
- ② 加点評価の考え方
- ③ 随意契約における留意点

3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について

別冊 提案書（フォーマット例）

【改定ポイント①】

民間提案の手法の整理

- ・民間提案の手法を整理するとともに実施手続きの流れを整理

【改定ポイント②】

対象事業の抽出

- ・募集する場合と任意提案の場合を分けて手続きを整理

【改定ポイント③】

行政側の体制整備

- ・受付窓口と専門的な評価を行う体制整備を追記

【改定ポイント④】

実施手続きに係る記載項目の追加

- ・提案の募集、情報公開・官民対話、提案書の記載項目等を追記

【改定ポイント⑤】

民間提案の評価方法等の改善

- ・適切な評価ができる評価基準の明確化等を追記
- ・評価結果の通知・公表について追記

【改定ポイント⑥】

実施方針等の策定

- ・実施方針等の策定にあたっての留意点等を記載

【改定ポイント⑦】

民間提案を踏まえた実施手続き

- ・加点評価の考え方、随意契約における留意点を記載

改定ポイント① 民間提案の手法の整理

PFI法第6条に加え、自治体が発行しているPPPも含めたより広い事業を対象とした民間提案の手法を追記し、有効な民間提案活用の推進を図る。

PFI法第6条に基づく民間提案

- PFI法第6条に基づく民間提案については、民間事業者が、提案に際し、実施方針策定の提案（特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示すもの）を添える必要がある、また、官側も提案内容を速やかに検討し、その結果を通知する義務がある。
- 運用にあたっては、事前にサウンディングを実施した上で、民間提案を募集したり、事業者選定時にインセンティブを付与したり、あらかじめ民間提案の対象となる事業リストや個別案件を公表することなど、PPP事業における民間提案の方法を取り込むことが可能である。

PFI法第6条によらないPPP（PFIを含む）の民間提案

- PFI法第6条によらないPPPにおける民間提案は、多くの自治体で、独自のガイドラインや制度等に基づき実施しており、様々な方法がある。
- 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（内閣府・総務省・国土交通省、H28.10）」において以下のように大別し整理されている。

分類	概要
a.マーケットサウンディング型	事業案の作成前において、参加事業者を募り（任意・無償が原則）、指定の場所に来てもらい、一定の時間の意見交換・対話を行う個別ヒアリング又はワークショップ等によって、 <u>様々なアイデアや意見を把握する調査（マーケットサウンディング）を実施し、事業案の策定及び事業者選定への手続きへ移行するもの</u> 。
b.提案インセンティブ付与型	事業化に対する民間事業者によるアイデア・工夫を含んだ <u>提案を募集し（事業発案時の官民対話）、提案採用決定後、提案採用事業者に対して公募に向けた条件整理のためのヒアリングを行い（公募条件検討時の官民対話）、事業者選定の評価において、提案採用事業者へのインセンティブ付与を行うものである</u> 。募集要領を公表し、これについての提案者からの質問に回答する必要がある。
c.選抜・交渉型（随意契約）	事業リスト又は個別具体的な案件を示して、民間事業者のアイデアと工夫を含む <u>提案を募集し、提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するものである</u> 。

改定ポイント② 対象事業の抽出

自治体が民間提案を募集する事業を抽出する際の考え方と、民間事業者の発意によって任意に提案する場合の考え方について追記する。

2. 民間提案の実施手続について

(1) 対象事業の抽出 — ①特定の事業について民間提案を募集する場合

- PFI法第6条による民間提案は、公共施設等の整備等を伴う事業など、PFI事業による実施が見込まれる事業について、民間提案の対象事業として抽出することが望ましい。
- 民間事業者からの意見や提案に基づいて事業の方針を決定する手続きであることから、事業の詳細な内容が決定する前の段階で、民間提案を求める事業を抽出することが望ましい。

2. 民間提案の実施手続について

(1) 対象事業の抽出 — ②任意の提案を受け付ける場合

- 自治体が事業を指定して募集するほか、PFI法第6条に基づいて民間事業者からの任意の提案が提出される場合が想定されるため、受け付ける際の手続き等を事前に定めておくことが望ましい。

改定ポイント③ 行政側の体制整備

「民間企業から容易に問合せが可能な行政側の体制整備の必要性」があるとの提言を受けて、民間提案の受付・検討に係る体制の整備に関する事項を追記する。

2. 民間提案の実施手続について

(2) 提案の受付・募集 — ① 受付・問合せ窓口

- 民間提案の実施に際して、情報提供や日常的な対話が可能となるよう、民間企業からの問合せが可能な行政側の窓口を設置することが望ましい。
- 施設担当課と企画・財務担当課など、PPP/PFI事業を実施する際に関連する部局が連携できるよう、行政側の窓口は庁内の調整機能を有することが望ましい。

2. 民間提案の実施手続について

(3) 提案の評価 — ① 評価体制

- 行政側は窓口のほか、提案評価に係る体制を整える必要がある。より公平かつ専門的な評価を行うため、提案の評価に際しては、外部有識者等を含む第三者委員会等を参画させることが望ましい。

※インセンティブを付す場合は適正性・公平性の観点から必要。

※サウンディングによる「意見募集」であれば担当課の評価でもよいが、事業発案の場合は、事業化に向けた判断となるため、専門的な評価体制構築が必要。

改定ポイント④ 実施手続きに係る記載項目の追加

改定ポイント①において、PFI法第6条に限らず自治体を実施しているPPPも含めたより広い事業を対象とした民間提案の手法を追記することから、それに対応して、「提案の受付・募集」、「情報提供・官民対話」「提案書の記載項目」に関する事項を追加する。

2. 民間提案の実施手続きについて

(2) 提案の受付・募集— ②提案の受付・募集

- 提案募集のための事業の条件や応募要件等の設定方法を記載する。
- 要領においては、民間に意見を求めている項目を明示することが望ましい。
- 公募については、広く募集が行われていることを周知するため、記者発表、説明会などを実施することが望ましい。

2. 民間提案の実施手続きについて

(2) 提案の受付・募集— ③情報公開・官民対話

- 行政側窓口を通じて、民間側に提供する情報の内容、手段、時期等の考え方を示す。
- 必要な情報を提供することなどにより、提案書の作成を支援することが期待される。
- 民間の提案に求める事項に合わせて、検討に必要な情報を取捨選択することが望ましい。未確定の「案」を公表した事例や、民間事業者の負担に配慮して提供する情報量を制限した事例がある。
- 民間の発案による民間提案を促進するためには、行政側窓口において日常的な情報交換や質疑等ができることが望ましい。

2. 民間提案の実施手続きについて

(2) 提案の受付・募集— ④提案書の記載項目

- 自治体が提案を求める内容に合わせて、提案項目を検討することが望ましい。
- 民間の負担軽減の観点から、必要に応じて様式の簡易化や省略等による配慮が望ましい。

改定ポイント⑤ 民間提案の評価方法等の改善

「評価方法等の改善（評価基準の明確化、評価結果のフィードバックなど）の必要性」があるとの提言を受けて、「評価項目」、「結果の通知・公表」に関する事項を追記する。

2. 民間提案の実施手続について

(3) 提案の評価 — ② 評価項目

- 発注者が事業に求める内容及び民間提案に期待する内容を適切に評価できるよう、民間提案の評価内容及び評価基準について事前に定めたうえで、民間提案の募集要項等で公表することが望ましい。
- なお、事前に個別事業の募集要項・審査基準等を作成しない場合は、一般化した評価基準を定め、要項等で公表することが望ましい。

※インセンティブを付す場合は適正性・公平性の観点から必要。

※評価基準の事前公表が望ましい点は、いずれの手法でも共通。

2. 民間提案の実施手続について

(3) 提案の評価 — ③ 評価結果の通知・公表

- 民間提案の検討の結果については、採否の結果によらず、評価基準に照らした講評（どのような提案が評価されたか等）を提案者に通知または公表することで、その後の事業者選定等における提案の熟度向上や、民間事業者への民間提案の経験・ノウハウの蓄積を図ることができる。
- また、PFI法第6条に定める応答義務を踏まえて、「事業の見通し」等を示すことが手続き透明性の観点から好ましい。
- 加えて、結果の公表に際しては、民間事業者の知的財産、ノウハウの保護に配慮する観点から、事前に公表資料の内容を確認する等の手続きを取ることが望ましい。

改定ポイント⑥ 実施方針等の策定

PFI法第6条提案に限定せず、実施方針の策定、公募要項の策定、随意契約協議を行う際の留意点を追記する。

2. 民間提案の実施手続きについて

(4) 事業化に向けた手続き—①実施方針等の策定

- 民間提案に基づく評価の結果、事業の実施が可能若しくは妥当と判断される場合は、実施方針や公募要項の策定へと進む。
実施方針や公募要項の策定にあたっては、知的財産の保護について留意することを記載する。
- PFI事業として事業化する場合、優先的検討等のPFI事業化検討の手続きとともに検討を進めていくことが望ましい。
- PPP事業として事業化する場合、各々の事業方式に応じた発注事務を実施する。

改定ポイント⑦ 民間提案を踏まえた実施手続き

「インセンティブの付与方法として加点方式を活用した際の加点の考え方」を示すべきとの提言を受けて、加点評価の考え方を追記するとともに、随意契約における留意点を追記する。

2. 民間提案の実施手続きについて

(4) 事業化に向けた手続き — ② 加点評価の考え方

- 民間提案を行った事業者へのインセンティブとして、「加点評価」について具体的な内容を整理するとともに考え方を示し、既存の事業者選定手続きや、競争性・公平性を阻害しない範囲において、発注者が加点を付与を判断する際の参考・根拠とするとともに、発注者における民間提案の活用に係る検討を促進する。
- 加点割合に関する考え方として、事業者選定に際して加点評価を受けていない事業者にも落札の可能性が残るような競争性に配慮することや、事業者選定における選定基準に関連することから、事業者選定時の委員会等に諮ることが望ましい旨を記載。

2. 民間提案の実施手続きについて

(4) 事業化に向けた手続き — ③ 随意契約における留意点

- 随意契約を採用する場合の留意点として、随意契約を締結することについての適正性や合意形成、価格や品質を踏まえた最適な事業者を選定することが可能か、提案が得られなかった場合のスケジュール遅延のリスク等について配慮する旨を記載。